

## 第1回 郵政改革関係政策会議

日時：平成21年10月28日（水）16:30～17:30

場所：内閣府 講堂

- 議題 ①「郵政改革の基本方針」（平成21年10月20日閣議決定）について  
〔報告〕
- ②「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」について

### 【大塚副大臣挨拶】

平成21年10月20日に「郵政改革の基本方針」を閣議決定した。本日は、今後どのようなステップを踏んで改革を進めるかについて明確にしたい。先生方のご指導、何卒よろしくお願い申し上げます、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたしたい。

### 【議題①②について長谷川総務政務官より資料に沿って説明】

### 【質疑応答】

- かんぽの宿をはじめとして、郵政が所有していた資産の売却についての情報公開をお願いしたい。

子会社の人事についての動きを教えてください。

凍結法案、あるいは、次期通常国会に提出される改革法案は、今までの郵政民営化とは180度方向が違うものであり、法案策定事務を行う職員が、前回の法案策定に携わった方々であるとするとおかしい。

(答) 情報開示については、ご指摘のとおり進めたい。所管官庁である原口総務大臣のところで、かんぽの宿等の追及のプロジェクトを作られるが、日本郵政の新経営陣にも、かんぽの宿等の調査もやっていただきたい。

子会社の経営陣についてはこれからであり、株主として政府の意見もお伝えをし、基本的には新経営陣の方で対応される。

郵政民営化推進室が昨日で郵政改革推進室に組織がかわり、室長も代えた。今、30人くらいのメンバーは、やがて、民営化の時とほぼ同じ規模、100人規模の体制とするが、職員については基本的には一新の方針。

180度変わるとのご指摘があったが、元に戻すということではない点につきご理解いただきたい。

- 法律案に、株式等の売却停止について、別に法律で定める日までの間とあるが、いつまでになるか。

離島間の郵便配達について、同じ島内の隣町に郵便を出す場合でも、一旦、別の島に持ってきて、それを仕分けして、またもとの島に戻すとの運用となっていたり、あて先の番地が1番、2番違っていると届かず、送り返すことになっている、といったサービスの低下については是正していただきたい。

(答) 郵政改革の方向性については、次の通常国会で提出予定の郵政改革法により決める。このため、別に法律で定める日は、次の通常国会で提出予定の郵政改革法が施行される日との考えで、その時点で一旦凍結はとける。その後、株式を売却するのか、売却しないのかについてはこれからの議論。かんぽの宿等の凍結も同じである。

サービスについては、法律の問題というよりは、事業運営上の弊害というべきものであり、新経営陣の方々に経営の見直しの中でしっかりと議論をしていただかなければならない。ご指摘の郵便配達については、島だけではなく、全国的に行われており、そのために今、非常に郵便の配達が遅くなっていると理解している。また、番地違いの郵便物が返送される点も、昔は地元の郵便局が配達しており、間違い無く配達をしていたが、今では、全国で郵便の配達局が約1000局減ったために、配達範囲が広がり、労働強化となるとともに地域とのなじみがなくなっていること、正社員の退職補充としてアルバイトに配達をさせているといった状況からおきているもの。

- 簡保と郵貯のユニバーサルサービスについて、具体的にどのようにお考えになっているのか。「銀行法、保険業法に代わる新たな規制を検討する」というのは、監督官庁が金融庁のままなのか、総務省になるのか。

次に、人事について、齋藤次郎さん、坂さんが天下りではないか、との批判がある。何故このような人事となったのか。また、郵政事業をよく知っている方を経営陣に入れていただきたい。

さらに、株式売却の凍結により暗黙の政府保証が引き続きあるということになるが、地域の金融機関との関係でどのように考えているか。

もう一点は、前西川社長のもとで金融商品、クレジットカードなどの取り扱いのシェアなどがずいぶん増えたといわれているが、今後郵政グループの金融商品の扱いについてどのようなチェックがなされるのか。

(答) ユニバーサルサービスを法的に担保できる仕組みについては、現時点では、地方ではなかなか郵便局以外に金融サービスを受ける拠点がないという地域事情を考え、一定の金融サービスを提供するための法的担保を提供する必要があると考えている。一方で、民業圧迫とのバランスを取ったビジネスモデル、業務内容・経営形態をどのようにするかとの問題もあり、これからの議論。

郵貯、簡保の規制について、①銀行法、保険業法に代わる全く新たな法律を作る、②銀行法・保険業法の基本的には範囲内であるが、一つの郵便局ですべてのサービスを提供していくときに、連帯的な扱い、または実情に合った別途の規制を設けるという選択肢がある。この選択肢の中で、監督官庁について、第1の選択肢の場合は、新たな法律を作ったうえで別の監督になることもあり得れば、金融庁の監督ということもあり得る。第2の選択肢の場合は、金融庁の監督下ということ。ただ、監督官庁を変えると、膨大な法案化作業になり、そのワークフロー等も考えながら、現実的な答えを出していかなければならない。

次に、社長人事については、亀井大臣が鳩山総理から一任をされ、齋藤社長が選ばれた。そのうえで亀井大臣から齋藤社長へ、経営をしやすい人選をしてくださいと話をされ、齋藤社長としては坂さんを取締役のひとりとしてお選びになった。また、郵政事業を知っている人のご意見があったが、足立さんは初代郵政事業庁長官である。その上で、官民のバランスを考え、民間から関根さんと高井さんをお選びになったと聞いている。三菱重工の西岡会長を加えると常任6人は、官出身が3人、民間出身が3人というバランスになっている。

暗黙の政府保証と地域の金融機関との関係の質問については、閣議決定に「地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する」とあり、バランスを欠かないような結論に持っていかなければならない。

- 天下り批判については、齋藤さんは14年以上民間にいたことだけでなく、全く国の公的な財団等にはいなかったことを強調したほうがわかりやすい。

銀行法、保険業法に代わる制度に関して、会社に対して法律が複数あったり、所管官庁が複数あったりすると、非常に複雑になってしまって現場が混乱してしまう。現場が良いサービスができるようにとの精神で法律を作って

いただきたい。

郵政民営化時に導入したトヨタ方式について、現場の方々からは、現場の作業としては割に合わないとの話があった。

会社の役員人事について、トヨタの奥田さんは小泉さんのコンビだという印象が強い。

(答) ご意見ご指摘に感謝。サービスについて、顧客へのサービスレベルの向上を現場が気持ちよく提供できるような事業計画にしなければならない。

奥田さんは、今回の人事の刷新についても、亀井大臣と齋藤新社長に全面的にご協力をいただいた。その中で、齋藤新社長としては、お残りいただいた方がよいというご判断を下されたと聞いている。

(答) 政務官：トヨタ方式については、うまくいっていないというのは承知している。しかし、本社に対する報告は、どこも全部うまくいっているという報告しか上がってこない。現場と経営者のみなさんとの意思疎通がうまくいっていなかったということ。今度経営者になられる方は、こういったことを十分理解をしてやられるだろうと考えている。

○ 自民党政権のときには自民党の指示に従って役所の皆さんも一生懸命やっておられた。民主党は、役所の皆さんの話も聞きながらやってほしい。

また、昔の郵政事業としてではなく、政府出資の新しい株式会社として作り変えていただきたい。

新しい法律を作るにあたっては、ユニバーサルサービスを守ることを大前提に行っていただきたい。

サービスの低下の問題については、民営化になってもサービスを落とさないという信用の上に成り立っている。ハガキ一通が安心して利用できるような状況でなければならない。コスト低減は当然やっていかなければならないが、このような観点も含め経営の安定を図っていただきたい。

(答) ご指摘をしっかりと検討した上で、意見を反映させていきたいと思っている。

(以上)